# 令和4年第2回

海老名市農業委員会定例総会議事録

日 時 令和4年2月24日 13時30分~14時45分

会 場 海老名市役所 6階議員全員協議会室

#### 令和4年第2回海老名市農業委員会定例総会

令和4年2月24日「令和4年第2回海老名市農業委員会定例総会」を議員全員協議会 室に招集した。招集委員は14名、応召委員は14名で次のとおりである。

 1番 深澤 伸治
 2番 宮臺 功
 3番 清水 澄雄
 4番 松島 淳一

 5番 鈴木 守
 6番 小島 富士男 7番 波多野 寛
 8番 市川 和美

 9番 竹内 章人
 10番 新戸 和夫 11番 守屋 福夫
 12番 金指 滿

 13番 二見 務
 14番 大矢 美知子

また、出席した農地利用最適化推進委員は6名で次のとおりである。

15番 井上 勝 16番 鈴木 信一 17番 尾上 富夫 18番 小松 佐一 19番 猪熊 克行 20番 齋藤 孝一

事務局の出席は次のとおりである。

事務局長 中山 康一、主幹兼係長 草薙 砂織、主査 加藤 友彦

## 会議事項は次のとおりである。

日程第1 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第2 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第3 議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

日程第4 議案第7号 引き続き農業を行っている旨の証明について

日程第5 議案第8号 農用地利用集積計画(案)について「貸し借り」

日程第6 議案第9号 特定農地貸付け承認申請に関する承認について

日程第7 議案第10号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について

日程第8 議案第11号 農地法第3条の下限面積に代わる「別段の面積」について 審議事項は次のとおりである。

- (1) 農地造成工事施工届出書について
- (2) 農地の一時使用について
- (3) 農地転用届出による専決処分について

### (4) 農地の賃借料情報について (報告)

会長が開会を宣言した。 (開会の時間: 午後1時30分)

【議 長】 ただいまの出席委員は、14名でございます。農地利用最適化推進委員6名が出席していただいております。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

次に、農業委員会会議規則第13条第2項により議事録署名委員を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【議 長】 ご異議なしということでございますので、11番委員、12番委員を指名 させていただきます。

それでは、議案書3ページから5ページ、4.報告事項の(1)活動状況について、(2)農地の異動状況について、(3)県許可の状況について、を事務局から説明をお願いいたします。

【事務局長】 (先月の活動状況、農地の異動状況、県許可の状況を報告した)

【議 長】 ただいまの報告につきまして、何かご質問等がありましたらお伺いいたします。ございませんか。

(「なし」の声あり)

【議 長】 ないようですので、報告事項ですので、この程度にさせていただきます。 本日は傍聴希望者がございます。傍聴につきましては、農業委員会会議 規則第14条で委員会の会議は公開とすると規定されておりますので、許可したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議 長】 異議なしということですので、傍聴を許可いたします。傍聴人を入室させてください。

暫時休憩といたします。

(休憩)

【議長】それでは、再開いたします。

それでは、議案書6ページ、5. 付議事項の日程第1、議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号2ですが、7番委員が、譲渡人として、農業委員会等の規則等 に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、審議終了ま で退席をお願いいたします。

暫時休憩といたします。

(休 憩)

(7番委員退席)

- 【議長】 それでは、再開いたします。受付番号2について、事務局から提案説明をお願いいたします。
- 【主 査】 受付番号2、申請地は、中新田■■■■■■■、登記簿地目、田、現 況地目、田、■■平米、ほか■筆、議案書のとおりでございます。譲受 人は、中新田■■■■■■■、■■■■、譲渡人は、中新田■■■■ ■■■、■■■■、持分2分の1、■■■■、持分2分の1、権利の 種類は、所有権の移転、目的は、世帯内贈与です。現地の案内図及び写真 につきましては、資料1でございます。
- 【議 長】 地区委員が退席しておりますので、事務局から引き続き詳細説明をお願いいたします。
- 主 査】 7番委員さんの農家世帯としての状況についてですが、■■■■さん、 奥様の■■■さん、息子さんの■■さんの3人が農業従事者だそうです。 経営主につきましては、令和4年の農家台帳では■さんになっております。 農業への従事状況に関してですが、■さんの農業経験年数は30年、農業 従事日数は150日、奥様の■■■さんの農業経験年数は20年、農業従 事日数は60日、■■さんの農業経験年数は5年、農業従事日数は60日 だそうです。■■■さんの世帯の現在の農業経営面積は、自作地は田が■ ■■■■平米、畑が■■■平米、借入地は田のみで、■■■■■平米、貸 付地は田のみでございまして、■■■平米、合計、■■■■■平米で、下 限面積でございます30アールを超えております。機械は、トラクター1 台、耕運機1台、田植機1台、コンバイン1台等を所有しております。ま た、取決めに従い、支障が出ないよう耕作する旨、申請書に記載がござい ますし、機械の面、労働力の面、技術の面を見ても譲受人として特に問題 ないと思われます。そのほか、許可をすることができない場合が定められ

ております農地法第3条第2項各号に該当する項目はございません。この 案件に関して、特に問題ないと思われます。

- 【議 長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いいたします。13番委員。
- 【13番委員】 きのう、確認いたしましたが、ちゃんと管理されており、別に問題はありません。
- 【議 長】 それでは、受付番号2について、質疑のある方。 (「なし」の声あり)
- 【議 長】 ないようですので、意見のある方。 (「なし」の声あり)
- 【議 長】 ないようですので、受付番号2について、採決をさせていただきます。 賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員であります。よって、許可相当とさせていただきます。 暫時休憩といたします。

(休 憩)

(7番委員着席)

- 【主 査】 受付番号3、申請地は、大谷南■■■■■■■、登記簿地目、畑、現 況地目、畑、■■■平米、ほか■筆、議案書のとおりでございます。譲受 人は、大谷南■■■■■■■■■、、議渡人は、東京都品川区上 大崎■■■■■■■■■■■、、■■■、権利の種類は、所有権の 移転、目的は、経営規模拡大です。現地の案内図及び写真につきましては、 資料2でございます。
- 【議 長】 地区委員の意見をお伺いいたします。6番委員。
- 【6番委員】 譲受人の■■さんは、家は古くからの農家で、昔は牛屋さんをやっておりました。■■さんの代になってからはお米、野菜などをやっておられます。譲受人として特に問題はないと思います。
- 【議 長】 事務局から詳細説明をお願いいたします。

- 主 查】 ■■さんの農家世帯としての状況についてですが、■■■■さん、奥様 の■■さん、お母様の■■■さんの3人が農業従事者だそうです。経営主 は、令和4年の農家台帳では■■さんになっております。農業への従事状 況に関してですが、■■さんの農業経験年数は32年、農業従事日数は2 00日、奥様の■■さんの農業経験年数は16年、農業従事日数は100 日、お母様の■■■さんの農業経験年数は64年、農業従事日数は300 日だそうです。■■さんの世帯の現在の農業経営面積につきましては、自 作地は田が■■■■■平米、畑が■■■■■平米、合計、■■■■■■■ 平米で、下限面積であります30アールを超えております。機械につきま しては、トラクター2台、耕運機2台、田植機2台等を所有しております。 また、取決めに従い、支障が出ないよう耕作する旨、申請書に記載がござ いますし、機械の面、労働力の面、技術の面を見ても譲受人として特に問 題ないと思われます。そのほか、許可をすることができない場合が定めら れている農地法第3条第2項各号に該当する項目はございません。この案 件に関して、特に問題ないと思われます。
- 【議 長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いいたします。13番委員。
- 【13番委員】 隣地には家庭菜園があります。農地に関しては管理されており、トラクターとかで耕うんした跡がありましたので、別に問題はないと思います。
- 【議 長】 それでは、受付番号3について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 ないようですので、受付番号3について、採決をさせていただきます。 賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

- 【議 長】 挙手全員であります。よって、許可相当とさせていただきます。 続きまして、受付番号4について、事務局から提案説明をお願いいたします。
- 【主 査】 受付番号4、申請地は、上郷字■■■■■■、登記簿地目、田、現況地目、田、■■■平米です。譲受人は、下今泉■■■■■■■■■、■■

■■、譲渡人は、下今泉■■■■■■■■■、■■■、権利の種類は、所有権の移転、目的は、世帯内贈与です。現地の案内図及び写真につきましては、資料3でございます。

【議 長】 地区委員の意見をお伺いいたします。8番委員。

【8番委員】 2月6日に島村さんのおいに当たる方が、代理人ということで、手続を 進めたいということで、いらっしゃいまして、特にお話を聞いて、現地も 見まして、問題ないと思われました。

【議 長】 それでは、事務局から詳細説明をお願いいたします。

主 ■■さんの農家世帯としての状況についてですが、■■■■さん、奥様 查】 の■■■さん、息子さんの■■さん、お父様の■さん、お母様の■■さん の5人が農業従事者だそうです。経営主は、令和4年の農家台帳では■さ んになっております。農業への従事状況に関してですが、■■さんの農業 経験年数は36年、農業従事日数は70日、奥様の■■■さんの農業経験 年数は20年、農業従事日数は10日、息子さんの■■さんの農業経験年 数は5年、農業従事日数は10日、お父様の■さんの農業経験年数は65 年、農業従事日数は10日、お母様の■■さんの農業経験年数は57年、 農業従事日数は60日だそうです。■■さんの世帯の現在の農業経営面積 につきましては、自作地は田が■■■■■平米、畑が■■■■■■平米、 合計、■■■■■■■■平米で、下限面積であります30アールを超えて おります。機械につきましては、トラクター1台、耕運機1台、田植機1 台、コンバイン1台等を所有しております。また、取決めに従い、支障が 出ないよう耕作する旨、申請書に記載がございますし、機械の面、労働力 の面、技術の面を見ても譲受人として特に問題ないと思われます。そのほ か、許可をすることができない場合が定められております農地法第3条第 2項各号に該当する項目はございません。この案件に関して、特に問題な いと思われます。

【議 長】 現地調査班の意見をお伺いいたします。13番委員。

【13番委員】 ちゃんと管理されており、問題はないと思います。

【議 長】 それでは、受付番号4について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 ないようですので、受付番号4について、採決をさせていただきます。 賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員であります。よって、許可相当とさせていただきます。

次に、議案書7ページ、日程第2、議案第5号 農地法第5条の規定に よる許可申請についてを議題といたします。

受付番号2について、事務局から提案説明をお願いいたします。

- 【議 長】 それでは、地区委員の意見につきましては私のほうから説明をいたします。
  - ■■さんはお婿さんでして、お父様が三、四年前に亡くなられて、それから一生懸命農業ということで、この場所を草を刈ったりいろいろしておりました。いろいろ事情があって、ここで店舗という形で貸し出したいというお話でした。そういうことなので、真面目な方なので大丈夫だろうということで、判こを押しました。

それでは、事務局から詳細説明をお願いいたします。

事業用地として計画いたしまして、所有者との合意が形成できたところから、今回申請されました。

資料 4-1 の左下の農地区分をご覧ください。今回の申請地ですが、農地の立地基準は、第 3 種農地になります。これは、東側に水道と下水道が埋設されており、5 0 0 メートル以内の複数の医療施設がある農地であることから、3 種と判断ができます。

続きまして、資料4-2の土地利用計画図を御覧ください。図は、上側が北を指しております。申請地の東側と西側に店舗と出入口を合計4か所設置いたしまして、施設内はアスファルト舗装としまして、普通車44台、大型車1台の駐車場を整備いたします。雨水につきましては、浸透ますや雨水トレンチを設置いたしまして、敷地内浸透処理とし、汚水につきましては、南側の公共下水道へ接続する計画となっております。また、周囲につきましては、西側の出入口につきましては、水路に影響がないよう、ボックスカルバート、土留めにつきましては、西側や北側の一部にRC擁壁、その他はRC土留めにて施工する計画となっております。盛土高につきましては、約45センチから140センチで、県道の高さに合わせる形となっております。照明につきましても、明るさや設置位置を調整しまして、周辺農地に影響のないよう設置するとのことです。以上、市のまちづくり条例に基づく協議も終了しておりまして、転用が不確実とされる要因は確認できず、周囲の土地への被害防除策も図られていることから、転用やむなしと思われます。

- 【議 長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いいたします。13番委員。
- 【13番委員】 1区画全面なので、他の農地への影響はなく、問題はないと思います。
- 【議 長】 それでは、受付番号2について、質疑のある方。
- 【2番委員】 転用の面積の捉え方の問題ですけれども、それぞれ、うち何平米と、全体面積からなっていますが、恐らく県道のほうに用地が分筆を既にされているのだとすれば、うちではなくて、その面積としてやったほうがいいのかなと感じたものですから。うちと書かれているのがね。どういう形の時点の捉え方になっているのかなということなのですね。
- 【主 査】 こちらにつきましては、まだ分筆まではされていない状態でございます。

神奈川県の土木のほうの担当に確認したのですが、買収、契約でき次第、 早急に工事に入りたいと言っていられたので、恐らくタイミング的にはこ の転用の許可が下りたと同時ぐらいのタイミングで道路の整備に入るとい う話でございましたので、分筆自体はまだされていないということです。

【2番委員】 それがほぼ確定しているということでよろしいですね。

【主 査】 そうです。

【2番委員】 分かりました。

【議長】 ほかに質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 ないようですので、受付番号2について、採決をさせていただきます。 賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員であります。よって、許可相当とさせていただきます。

次に、議案書8ページ、日程第3、議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明についてを議題といたします。

受付番号1について、事務局から提案説明をお願いいたします。

- 【主 査】 受付番号1、被相続人は、本郷■■■■■、■■■、相続開始年月日は、令和3年8月8日、申請人は、本郷■■■■■、特例農地等の明細でございますが、本郷字■■■■■、現況地目、田、台帳地目、田、農業振興地域内、■■■■平米、ほか■筆、合計、■■■■平米になります。これらの農地につきまして、2月14日に事務局で現地を確認いたしましたが、農地として適正に管理されていることを確認いたしました。また、■■さんの世帯は、海老名市に■■■■平米の耕作地を所有しております。農家世帯の構成につきましては、■さんのほか、奥様の■■■さんとお子さん2人が農家台帳に現在記載されております。田や畑は適正に管理されておりまして、今後農業を行う意思があることから、この案件につきましては特に問題ないと思われます。
- 【議 長】 それでは、受付番号1について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号1について、採決を させていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員であります。よって、承認といたします。

次に、議案書9ページから10ページ、日程第4、議案第7号 引き続き農業を行っている旨の証明についてを議題といたします。

受付番号1について、事務局から提案説明をお願いいたします。

- 【議 長】 それでは、受付番号1について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号1について、採決を させていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員であります。よって、承認といたします。

続きまして、議案書10ページ、受付番号2について、事務局から提案 説明をお願いいたします。

- 【主 査】 受付番号2、被相続人は、上郷■■■■■■、■■■、相続人は、上郷■■■■■■、■■■、引き続き農業を行っている期間は、平成31年3月27日から令和2年2月24日までです。特例農地等の明細ですが、大谷字■■■■■■、現況地目、田、登記簿地目、田、農振農用地区域内、■■平米、ほか■筆、議案書のとおりでございまして、合計、■■■■平米でございます。事務局で2月14日に現地調査をしたところ、農地として適正に管理されておりましたので、特に問題ないと思います。
- 【議 長】 それでは、受付番号2について、質疑のある方。 (「なし」の声あり)
- 【議 長】 ないようですので、意見のある方。 (「なし」の声あり)
- 【議 長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号2について、採決を させていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

- 【議 長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。 続きまして、受付番号3について、事務局から提案説明をお願いいたします。
- 【主 査】 受付番号3、被相続人は、大谷北■■■■■■■■■■、■■■■、相続人は、大谷北■■■■■■■■■、引き続き農業を行っている期間は、平成31年2月23日から令和4年2月24日までです。特例農地等の明細でございますが、大谷北■■■■■■■、現況地目、畑、登記簿地目、畑、生産緑地、■■平米、ほか■筆、議案書のとおりで、合計、■■平米でございます。事務局で2月14日に現地調査をしたところ、農地として適正に管理されておりましたので、特に問題ないと思われます。
- 【議 長】 それでは、受付番号3について、質疑のある方。 (「なし」の声あり)
- 【議 長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号3について、採決を させていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員であります。よって、承認といたします。

次に、議案書11ページ、日程第5、議案第8号 農用地利用集積計画 (案)について「貸し借り」を議題といたします。

受付番号15について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主幹兼係長】 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の貸し借りについて、当事者より申出がありましたので、農用地利用集積計画(案)を上程します。この審議を経て、海老名市に対し計画(案)を送付しまして、農用地利用集積計画を定めるよう要請します。海老名市は、それに基づき、農用地利用集積計画を作成し、その公告があったときに権利の設定の効果が生じます。海老名市では、この貸し借りの期間につきまして、便宜上、全ての終期を12月末としております。なお、受付番号15、17、19は、借り手が同一のため、住所等の説明は、受付番号17以降、議案書のとおりとさせていただきます。

受付番号15、借り手は、秦野市弥生町■■■■■、■■■■■
合同会社、代表社員■■■■、貸し手は、本郷■■■■■、現況地目、畑、
■■■■平米、■筆、貸し借りの種類は、使用貸借権の設定、利用目的は、普通畑、貸し借りの期間は、令和4年3月1日から令和6年12月31日までの3年間です。こちら、農業振興地域内、1件の新規の計画となります。この案件につきまして、2月8日に事務局で現地確認をいたしましたが、現地は農地として適正に管理されておりました。また、借り手は農家で、農家との農用地集積計画法定要件が定められている農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、特に問題ないと思われます。

【議 長】 それでは、受付番号15について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号15について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員であります。よって、承認といたします。

続きまして、受付番号16について、事務局から提案説明をお願いいた します。

- - りする農地は、下今泉■■■■■■、現況地目、田、■■■平米、ほか1筆、貸し借りの種類は、使用貸借権の設定、利用目的は、水田、貸し借りの期間は、令和4年3月1日から令和8年12月31日までの5年間です。こちら、農業振興地域内、2件の新規の計画となります。この案件につきましても、2月8日に事務局で現地確認をいたしましたが、現地は農地として適正に管理されておりました。また、借り手は農家で、農家との農用地集積計画の法定要件が定められている農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、特に問題ないと思われます。
- 【議 長】 それでは、受付番号16について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号16について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員であります。よって、承認といたします。

続きまして、受付番号17ですが、12番委員が、貸し手として、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、審議終了まで退席をお願いいたします。

暫時休憩といたします。

(休 憩)

(12番委員 退席)

【議長】それでは、再開いたします。

受付番号17について、事務局から提案説明をお願いいたします。

- 【主幹兼係長】 受付番号17、借り手は、■■■■■合同会社、議案書のとおり、貸し手は、杉久保南■■■■■■■■■、■■■、貸し借りする農地は、杉久保南■■■■■■■■、現況地目、畑、■■■■平米、ほか■筆、貸し借りの種類は、使用貸借権の設定、利用目的は、普通畑、貸し借りの期間は、令和4年3月1日から令和6年12月31日までの3年間です。こちら、農業振興地域内、3件の新規の計画となります。この案件につきましても、2月8日に事務局で現地確認をいたしましたが、現地は農地として適正に管理されておりました。また、借り手は農家で、農家との農用地集積計画の法定要件が定められている農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、特に問題ないと思われます。
- 【議 長】 それでは、受付番号17について、質疑のある方。 (「なし」の声あり)
- 【議 長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号17について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員であります。よって、承認といたします。 暫時休憩といたします。

(休 憩)

#### (12番委員 着席)

【議長】それでは、再開いたします。

続きまして、受付番号18について、事務局から提案説明をお願いいた します。

- 【主幹兼係長】 受付番号18、借り手は、上郷■■■■■■■■、■■■、貸し手は、上郷■■■■■■■■、ほか■名、貸し借りする農地は、上今泉字■■■■■■■、現況地目、田、■■■平米、■筆、貸し借りの種類は、使用貸借権の設定、利用目的は、水田、貸し借りの期間は、令和4年3月1日から令和6年12月31日までの3年間です。農業振興地域内、1件の新規の計画となります。この案件につきましても、2月8日に事務局で現地確認をいたしましたが、現地は農地として適正に管理されておりました。また、借り手は農家で、農家との農用地集積計画の法定要件が定められている農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、特に問題ないと思われます。
- 【議 長】 それでは、受付番号18について、質疑のある方。(「なし」の声あり)
- 【議 長】 ないようですので、意見のある方。 (「なし」の声あり)
- 【議 長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号18について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

- 【議 長】 挙手全員であります。よって、承認といたします。 続きまして、受付番号19について、事務局から提案説明をお願いいたします。
- 【主幹兼係長】 受付番号19、借り手は、■■■■■合同会社、議案書のとおり、 貸し手は、本郷■■■■■、■■■■、貸し借りする農地は、本郷字■■■■■■■、現況地目、畑、■■■■平米、■筆、貸し借り の種類は、賃借権の設定、利用目的は、普通畑、貸し借りの期間は、令

和4年3月1日から令和6年12月31日までの3年間です。こちら、 農業振興地域内、1件の新規の計画となります。この案件につきまして も、2月8日に事務局で現地確認をいたしましたが、現地は農地として 適正に管理されておりました。また、借り手は農家で、農家との農用地 集積計画の法定要件が定められている農業経営基盤強化促進法第18条 第3項の各要件を満たしており、特に問題ないと思われます。

【議 長】 それでは、受付番号19について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号19について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員であります。よって、承認といたします。

次に、議案書12ページ、日程第6、議案第9号 特定農地貸付け承認申請に関する承認についてを議題といたします。

事務局から提案説明をお願いいたします。

【主幹兼係長】 特定農地貸付けに関する農地法の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づき、特定農地貸付について承認を求めるということでございます。これは、海老名市が開設している市民農園について、新たに開設したいという旨の申請になります。農業委員会のほうでは、申請地の周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用を確保する見地から見て当該農地が適正な位置にあり、かつ妥当な規模を超えないかどうか、また、貸付規定の内容の妥当性などを審査するとなっております。

議案書の12ページと資料5を併せてご覧いただければと思います。 農園名ですが、上今泉六丁目家庭農園、所在地が、上今泉六丁目31番 1、現況地目は、畑となっております。現在の土地所有者は、上今泉 ■■■■■■■、■■■、この市民農園の面積は、715平米です。 区画数が18区画、1区画当たりの面積が25平米、1区画当たりの年 間賃借料は5,000円という形でございます。貸付期間につきましては、令和4年4月1日から令和7年2月28日までとなっております。

新規開園に至った経緯ですが、現在、海老名市の市民農園数は23園です。しかし、令和3年度末、正確には2月になるのですけれども、上今泉の家庭農園が1園閉園してしまいました。取りやめたため、1園減となっておりましたが、同じ上今泉地区の別な所有者と市民農園への使用貸借の合意に至ったため、新規にて開設することとなりました。これにより、市内農園数は変わらず23園となっております。

【議 長】 それでは、議案第9号について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 質疑、意見もないようでございますので、議案第9号について、採決を させていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員であります。よって、承認といたします。

次に、議案書13ページ、日程第7、議案第10号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明についてを議題といたします。

受付番号1について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主幹兼係長】 生産緑地制度には、農地の所有者の権利救済の観点から、次の3つの場合に、市町村に対して時価で生産緑地を買い取るように申し出ることができる仕組みがあります。1つ目は、生産緑地に指定されてから30年が経過した場合、2つ目が、農林漁業の主たる従事者が死亡した場合、3つ目が、農林漁業の主たる従事者が農林漁業に従事することを不可能とさせる故障を有することとなった場合です。2つ目と3つ目の場合に買取り申出をするときには、農林漁業の主たる従事者の証明を農業委員会から受ける必要があります。農林漁業の主たる従事者とは、専業従事者、兼業従事者にかかわらず、農林漁業経営における中心的な働き手もしくは農林漁業経営に欠くことのできない者です。その者が従事できな

くなったため、当該生産緑地における農林漁業経営が客観的に不可能となるような場合における当該者を言います。この主たる従事者についての証明願いが提出されました。市長へ生産緑地を買い取るよう申し出ると、市が買い取るか買い取らないかの通知を申出受付の日から1か月以内にします。市が買い取らない場合には、農林漁業を行う当事者へのあっせんをして、あっせんが整わなければ、買取り申出を受けた日から3か月後に行為制限の解除が申出者に通知されるという仕組みです。

議案書13ページ、受付番号1、申請者は、社家■■■■■■■、
■■■、■■■、買取り申出事由は、生産緑地法施行規則第5条第2号、買取り申出事由発生日は、令和4年1月17日、買取り申出事由発生者は、社家■■■■■■、■■、続柄ですが、申請者は、買取り申出事由発生者本人とその息子です。買取り申出をする生産緑地は、社家■■■■■■、現況地目、畑、台帳地目、畑、■■■平米、ほか■筆です。現地の案内図と写真は、資料6をご覧ください。

事務局で2月14日に現地確認をしたところ、写真のとおり、農地として管理がされております。また、買取り申出事由発生者の■■■さんと■■さんですが、農地台帳において、経営主として登載がされておりました。これらから、この証明の発行につきまして、問題ないと思われます。

【議 長】 それでは、受付番号1について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号1について、採決を させていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員であります。よって、承認といたします。

次に、議案書14ページ、日程第8、議案第11号 農地法第3条の下 限面積に代わる「別段の面積」の設定についてを議題といたします。 事務局から提案説明をお願いいたします。

【主幹兼係長】 農地法第3条の許可にかかる審査要件の1つに、下限面積要件がありま す。下限面積要件とは、農地の権利を取得する者が権利取得後に耕作を行 う面積は一定の面積以上でなければならないとするものです。農地法の本 則では、その面積は原則50アールとされていますが、各農業委員会は、 これに代わる別段の面積を定めることができるとされています。海老名市 では、この50アールに代わる別段の面積を30アールと定めていますが、 これは毎年修正の必要性を審議することとされておりますので、農家基本 台帳を更新したこの時期にご検討いただくため、提案をさせていただくも のです。昨年の検討では、30アール未満の農地を耕作している農家が市 内全体農家数の39%で、おおむね100分の40を下らないと判断した ことから、30アール下限面積について変更を行いませんでした。別段の 面積の設定基準は、農地法施行規則第17条というところに定められてお り、議案書14ページの一番下、※印のところに条文が記載してあります。 こちらの確認をさせていただきます。条文の確認です。 1、設定区域は、 自然的経済的条件からみて営農条件がおおむね同一と認められる地域であ ること、2、別段の面積の単位はアールとし、その面積は十アール以上で あること、3、別段の面積は、設定区域内においてその定めようとする面 積未満の農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供している者の数 が、当該設定区域内において農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に 供している者の総数のおおむね百分の四十を下らないように算定されるも のであること、この3つが別段の面積の設定基準です。

> 議案書14ページの表をご覧ください。別段の面積の見直しの数値資料 です。海老名市内の耕作面積別の農家数を表にしていまして、10アール ごとに区切ってあります。一番上の行、海老名市全域というところの横の 列を御覧ください。令和4年1月1日現在の農地台帳、農家基本台帳で把 握している海老名市の総農家戸数は719戸です。その右側、耕地面積規 模別農家数ですが、海老名市全体では10アール以上20アール未満の農 地を耕作している農家が172戸、20アール以上30アール未満の農地 を耕作している農家が114戸、30アール以上40アール未満の農地を

耕作している農家が84戸、40アール以上50アール未満の農地を耕作している農家が73戸、50アール以上の農地を耕作している農家が276戸、合計で719戸でございます。

次に、その右側です。耕地面積規模別農家数割合 累積(%)と書かれているところです。こちらを見ますと、20アール未満の農地を耕作している農家は、市内全体のうち23.9%、30アール未満の農地を耕作している農家は、市内農家全体のうち39.8%、40アール未満が51.5%、50アール未満が61.6%という数字になっております。この数字は累計になっておりますので、例えば30アール未満の農地を耕作している39.8%という数字の中には、20アール未満の農地を耕作している23.9%の方も含まれておりますのでご注意ください。

また、ここから別段の面積の検討をお願いしたいと思いますが、事務局として次のように考えた案をお伝えさせていただきます。

まず、慣例から、旧海老名町の区域と旧有馬村の区域で、自然的経済的条件から見て営農条件がおおむね同一であると考えております。また、田んぼが1反およそ10アールであることから、それを単位として10アール刻みの面積区分を用いております。すると、耕作面積が現在の下限面積である30アールよりも小さい面積を耕作している農家数の割合は39.8%で、おおむね100分の40、40%というふうに捉えることができると考えております。したがいまして、下限面積を変更せず、30アールのままとすることを提案いたします。

【議 長】 それでは、議案第11号について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 質疑、意見もないようでございますので、議案第11号について、採決 をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員であります。よって、海老名市における農地法第3条の下限面

積に代わる別段の面積は30アールのまま変更しないものといたします。 次に、議案書15ページ、6. そのほか、法に基づく許認可等の審議に よらない案件の(1) 農地造成工事施工届出書についてを案件といたしま す。

受付番号1について、事務局から説明をお願いいたします。

#### 【主幹兼係長】

農地造成は、農地の切土、盛土等によって農地等の形質を変更することを言いますが、海老名市では、軽易な農地造成を行う場合には、海老名市農地造成工事指導要綱に規定する届出を出していただくこととしています。具体的には、1,000平米以下で、高さ1メートル以下の盛土、切土であって、耕作の中断期間が3か月以下のものについてがこの手続の対象です。

受付番号1、申請地は、中河内字■■■■■■、現況地目、田、登記簿地目、田、■■■平米、農用地区域内の田です。土地所有者は、中河内■■■■■、■■■、施工業者は、座間市緑ケ丘■■■■■、■■、■■■、申請地を畑として利用するための田から畑への盛土の届出です。盛土は、綾瀬市吉岡の圃場の土を使います。申請地の地図は、資料7-1、資料7-2には造成計画図をお配りしております。

資料7-2をご覧ください。こちら、平面図、A3サイズを縦にしてご覧いただくようになっておりまして、上が北側、下が南側となります。西側の道路から出入り及び土の搬入を行います。上の図、 $A\sim A$ 7 断面図が東西、 $B\sim B$ 7、 $C\sim C$ 7、 $D\sim D$ 7が南北ということになっておりまして、地面を30センチメートルぐらいすき取りをして盛土した土と合わせて表土とするような予定となっております。最終的な高さは道路と同じ高さとし、四方は法面にて処理ということで、隣地の同意も得ており、問題ないと思われます。

【議 長】 それでは、地区委員の意見をお伺いいたします。17番委員。

【17番委員】 この水田は低くて、周囲の状況は見通しが非常に悪い状況でございまして、コンバインで刈り取り作業をするときには大変苦労されている土地でございます。長い間、休耕されておりまして、8月に実施される農地パト

ロールの対象にもなっていた水田でございます。このたび、水田から畑に 農地造成されるということについては、特に問題ないと思います。

- 【議 長】 それでは、引き続き現地調査班の意見をお伺いしたいと思います。13番 委員。
- 【13番委員】 ちゃんと管理されてありまして、隣地に対しては別に問題はないと思います。東側にU字溝があるんですが、そこには少しセットバックしての法面を行うというようなことなので、U字溝への土砂の流出に対しては問題はないと思います。
- 【議 長】 それでは、受付番号1について、質疑のある方。 (「なし」の声あり)
- 【議 長】 ないようですので、農地造成の届出については承認としたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議 長】 異議なしと認めます。よって、了承といたします。

次に、議案書16ページ、(2)農地の一時使用についてを案件といたします。

受付番号1について、事務局から説明をお願いいたします。

【主幹兼係長】 県や市が実施する公共工事に伴う資材置場や工事ヤード等のための農地の一時使用につきましては、所有者、使用者、事業者の3者から連名で申請をしてもらうことにより、農地転用許可不要案件として処理をしております。農業委員会では、農地を使用することがやむを得ないものであるかどうか、周辺の農地の営農条件に支障を生じるおそれがないかなどを確認いたします。原則としては、農業委員会での確認後から現地を使用していただくようにしております。

受付番号1、資料8-1に案内図、8-2に土地計画利用図、8-3に 造成図面があります。申請地は、上郷字■■■■■、現況地目、田、 登記簿地目、田、■■■平米のうち■■■■■平米、ほか■筆です。土 地所有者は、上郷■■■■■■、■■■■、ほか■名、土地の使用者 は、横浜市神奈川区金港町■■■、株式会社■■、■■■執行役員 支店長■■■■、事業主は、海老名市勝瀬175番地の1、海老名市長内 野優、工事名は、(仮称)上郷河原口線道路新設工事、目的は、通路、アプローチとして使用したいとのことです。使用期間は、令和4年3月1日から令和5年2月28日までです。資料8-3にあるとおり、法留工は、田んぼ側に54センチの安全鋼板、単管パイプにて仕切りをする、道路部分には、土木シートの上に盛土として鉄板敷きとするということになっております。本日、委員の皆様に了承していただきましたら、申請を受理いたしまして、当事者へ、受理した旨の通知を発送いたします。

【議 長】 地区委員の意見については、私のほうからご説明を申し上げます。

この工事は、市の上郷河原口線の新設道路の通路として使用されている もので、去年に続き、引き続きの事業であります。今まで大きな問題もな かったので、今回も問題はないかと思います。

それでは、受付番号1について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 ないようですので、一時使用については承認としたいと思いますが、ご 異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議 長】 異議なしと認めます。よって、承認といたします。

次に、議案書17ページから18ページ、(3)農地転用届出による専決 処分についてを案件といたします。

17ページの農地法第4条の受付番号1と2、18ページの農地法第5 条の受付番号1から6、合わせて8件について、事務局から一括して説明 をお願いいたします。

【主幹兼係長】 農地を転用する場合、転用目的で権利を設定、移転する場合には、原則として県知事の許可を受けなければならない旨、規定されていますが、市街化区域内の農地をあらかじめ農業委員会に届け出て転用する場合には、許可を要しないこととなっています。それを定めているのが農地法第4条第1項第8号と農地法第5条第1項第7号です。

議案書17ページをご覧ください。農地法第4条第1項第8号の規定による届出です。届出期間につきましては、令和4年1月1日から1月31日までの間に届出がされたものです。受付番号1と2の2件で、田、■■

■平米、畑、■■■平米、合計、■■■■平米です。

続きまして、議案書の18ページをご覧ください。農地法第5条第1項第7号の規定による届出です。届出期間につきましては、令和4年1月1日から1月31日までの間に届出がされたものです。受付番号1から6までの6件で、田、■■■■■平米、畑、■■■平米、合計、■■■■■
平米です。これらにつきまして、専決処分で受理したことを一括して報告いたします。

- 【議 長】 それでは、一括して質疑をお受けいたします。 (「なし」の声あり)
- 【議 長】 ないようですので、一括して了承とさせていただきたいと思いますが、 ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議 長】 異議なしと認めます。よって、一括して了承といたします。

次に、議案書19ページ、(4)農地の賃借料情報について(報告)を案件といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

【主幹兼係長】 平成21年の農地法改正により、標準小作料制度が廃止され、標準小作料に代わり、農業委員会が地域ごとの賃借料の動向の情報を提供することとなりました。この情報は、農業委員会だよりやホームページなどで公開してまいります。

議案書19ページです。海老名市農地賃借料情報、令和3年1月から令和3年12月までに締結(公告)された賃貸借における10アール当たりの賃貸借水準は、以下のとおりとなっております。

1、田(水稲)の部、平均額7,167円、最高額1万1,555円、最低額2,635円、 データ数は19件(■■筆)です。2、畑(普通畑)の部、平均額1万5,00 3円、最高額2万1,930円、最低額9,532円、データ数は9件(■■筆)になります。

算出の方法としましては、賃借権の設定の公告もしくは許可があった田2 2件、畑14件の10アール当たりの賃借料のそれぞれの平均値を算出いた しまして、その平均値から特別な事情の下で賃借されたと推測されるもの、 具体的には、平均のプラスマイナス70%の範囲を超えるものは除いた賃借料により算出しております。田3件(■筆)、畑5件(■■筆)がこの特別な事情の下で賃借されたと推定されるものに該当したため、それらを除いた田19件(■■筆)、畑9件(■■筆)の賃借料から算出したものが、この議案書に記載されております。また、水稲で現物払いをしているという場合には、玄米60キログラム当たり1万1,800円に換算しております。換算に当たりまして、JAさがみ■■■■■■■のうるち米の買取価格を用いております。賃借料の金額は、算出結果の100円未満を四捨五入し、100円単位としております。

- 【議 長】 それでは、報告内容について、質疑のある方。 (「なし」の声あり)
- 【議長】 ないようですので、報告事項については了承したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

- 【議 長】 異議なしと認めます。よって、了承とさせていただきます。 次に、7. その他について、委員の皆様から何かございますでしょうか。 (「なし」の声あり)
- 【議長】それでは、事務局から何か。
- 【事務局長】 ございません。
- 【議 長】 ないようですので、本日の定例総会は終了といたします。 長時間、ありがとうございました。

一了一